

令和2年度分 確定申告のポイント ～昨年からの変更点～



2月16日(火)から3月15日(月)が確定申告・納付期間です。

令和2年分は変更点が多いので、早めに確定申告の準備に取りかかりましょう。

1. 青色申告特別控除

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除額を55万円(改正前65万円)に引き上げる一方、右の要件のいずれかを満たす者の控除額は65万円になりました。)

【控除額万円の要件】

- ① e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する者。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトで記帳し、かつ電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する者。)

青色申告特別控除の要件

改正前(令和元年年分申告まで)			
控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法
65万円	38万円	103万円	(1)正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書を添付 (3)期限内申告
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳



改正後(令和2年分申告以後)			
控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

2. 所得税の基礎控除

所得者本人の基礎控除額は48万円に改正されました。(改正前38万円)

3. 給与所得控除及び公的年金等控除

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げられました。

その他、ひとり親控除及び寡婦(夫)控除の改正、所得金額調整控除が創設されました。

4. 配偶者控除・扶養控除の限度所得金額

同一生計配偶者、扶養親族の合計所得金額要件が48万円に改正されました。(改正前38万円)

●オンライン申告で感染防止!

国税庁ホームページから、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送することができます。ぜひご自宅での申告書作成・提出をお願いします。



詳しくはこちら→

令和2年分青色申告決算・所得税確定申告並びに消費税確定申告個別相談会

小樽税務指導所(北海道税理士会小樽支部・小樽商工会議所・小樽青色申告会連合会)では所得税・消費税の確定申告に対する相談会を次のとおり開催します。

【期間】令和3年3月2日(火)～9日(火)
※土・日を除く

【時間】午前9時30分～午後4時

【場所】小樽経済センター4階ホール
(小樽市稲穂2-22-1)

※体調がすぐれない場合は、来場をお控えください。
マスクの着用をお願いいたします。